

著作物

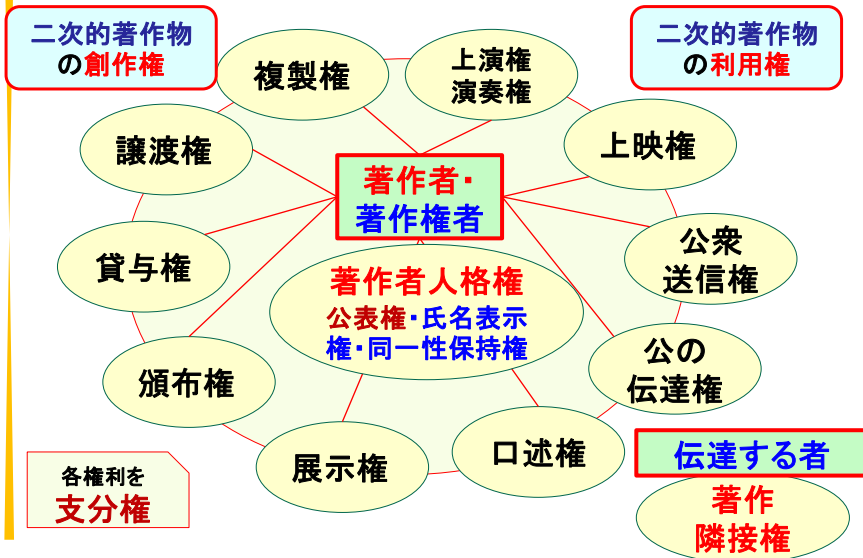
誰が何を 権利として主張できる？

白鷗大学
杉山 務

著作物は ○×問題

- | | | |
|----|---------------------------------------------------|--------|
| 問1 | 新聞に載っている人事異動、死亡、イベントなどのお知らせ記事は著作物である。 | ○
× |
| 問2 | 創作料理の調理方法に著作権はある。 | ○
× |
| 問3 | 文字や音として、紙や記録媒体に固定(印刷、録音、録画など)されていないものは、著作物にはならない。 | ○
× |
| 問4 | 刑法の犯罪にふれるような猥褻写真であっても、著作権が認められることがある。 | ○
× |
| 問5 | 地震のデータは著作物でないが、地震のデータをまとめて表にしたものは著作物となることがある。 | ○
× |

著作権



3

著作物

10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

4

著作物の種類

保護対象となる著作物

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

短歌、俳句、詩歌、エッセイ、シナリオ
演説、説教、座談会の会話、暗号、手話
展示、職業別電話帳、選挙当落予想図 楽譜など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

二 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞
即興演奏(浪花節、ジャズ等)
楽譜に表示されている必要はない

5

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1:著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2:スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演**が著作物と言えるか、**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2 審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯並
附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所、第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興の音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主觀ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ樂譜ヲ作りテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音楽的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

著作物の種類

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
※ 演技でなく演技の型

四 絵画、版画、彫刻その他の**美術の著作物**

書、まんが、舞台装置なども
※ 美術工芸品含む、応用美術(絵付け茶碗、皿)は議論あり

五 **建築の著作物** <芸術的な建築物のみ>

芸術的な建造物、橋、高速道路、公園なども
※ 芸術性のない一般住宅は対象外

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

カエルを擬人化した図柄で、その「表現したもの」における、基本的な表現に注目すると、①顔の輪郭が横長の楕円形であること、②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること、③胴体が短く、これに短い手足をつけていること、を挙げることができる。これは、擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現

9

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物

道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、建築設計図、地球儀、人体模型なども

※ 冷蔵庫等電気機器や機械の設計図は対象外

七 映画の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、テレビコマーシャルなど

※ ただし、録画されているものに限る

10

3. 裁判所の判断（東京地方昭和五六年（ワ）第八三七一号）

ビデオゲームも映画の著作物に該当する（ナムコの勝訴）

- ①ビデオゲームも、**映画の効果**に類似する視覚的、聴覚的効果を生じさせるものである
- ②ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、**再現性がある**ので「物に固定」されているとみなされる
- ③**著作者の知的文化的精神活動の所産**として産み出されたものであることも明らか

1. 事件の背景

- ①公正取引委員会が、SCEが小売業者や卸売業者に対して中古ゲームソフトを取り扱わないよう強制しているのは、**独禁法違反**と指摘（1998年1月）
- ②SCE側は、中古ゲームソフトの販売は、**映画の著作物に対して認められる頒布権**の侵害であり、中古ゲームの販売を排除するのは著作権の行使であると反論

③**大手ゲームソフトメーカー6社**が、中古ソフト販売業者に対し、中古品販売の差止を求めて**大阪地裁**に提訴（1998年7月）

③**大手中古ソフト販売業者**が、大手ゲームソフトメーカーに対し、中古ソフトに頒布権は存在しないことの確認訴訟を**東京地裁**に提訴（1998年10月）

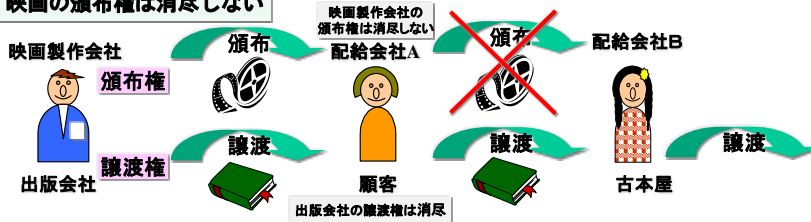
**中古ゲームソフト事件
(焦点は頒布権)**

ゲームソフトメーカー
VS 中古ソフト販売業者

★なぜ映画フィルムには、本には認められていない**頒布権**が認められているのか？

- ① 映画業界には映画フィルムの**配給権**（頒布する権利）という取引の実態がある
- ② 映画の場合、多数の観客に対し何度も上映することにより収入が得られるので、**経済的価値が高い**
- ③ 制作に多額の費用がかかっており、**資本を回収する機会を保証することが必要**

映画の頒布権は消尽しない



13

**中古ゲームソフト事件
(焦点は頒布権)**

ゲームソフトメーカー
VS 中古ソフト販売業者

③ **大阪地裁** H11.10.07 **メーカーの勝訴**

ゲームソフトは映画の著作物に該当する 頒布権も認められ、譲渡後も頒布権は消尽しない

理由：

ゲームはプレイヤーの操作によって映像やその順序が異なるとはいえ、その変化は、プログラムによって予め設定された範囲内にすぎず、ゲームソフト自体が、**映画と同じく** 著作者の統一的思想・感情を表現したものである

映画の頒布権は譲渡後も消尽しないのであるから、ゲームソフトの**頒布権も消尽しない**と解するのが妥当。

③ **東京地裁** H11. 5.27 **販売業者の勝訴**

ゲームソフトは映画の著作物に該当しない

理由：

映画の著作物とは、**多数の観客**に対して同一の視聴覚的效果を与えるものと解すべき

各々のプレイヤーが**個別の画面上**にそれぞれ異なった映像を能動的に表示させるゲームは、映画の著作物に相当するとは解せない

14

中古ゲームソフト事件 (焦点は頒布権)

ゲームソフトメーカー VS 中古ソフト販売業者

④大阪高裁 H13.3.29

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し、頒布権も認められるが、頒布権は譲渡後に消尽する

理由:

ゲームソフトは大量の複製物を販売する過程において投資の回収を図ることができるものであるから、頒布を繰り返すことにより投資の回収を行う映画フィルムとは異なる

一旦、適正な価格にて販売されたゲームソフトは、既に投資回収の機会が与えられたものであり、商品取引の自由の観点から見て権利が消尽したと解するのが相当

④東京高裁 H13.3.27

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当するが、頒布権は認められない理由:

ゲームにおける映像の変化は予め設定されたものからの選択にすぎず、プレイヤー自身が新たな映像を創造しているわけではない。映画にも、ストーリー、アングルを聴衆が選択可能になっているものもあり、ゲームと映画に有意な差はない

ただし、多量の複製物を販売するゲームソフトは、流通を支配することにより投資の回収を図る映画フィルムとは異なるものであり、頒布権は認められない

⑤最高裁 平成13(受)952 第一小法廷 (H14.4.25)

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し頒布権も認められるが、一旦適法に譲渡された後は頒布権は消尽し、中古品の再譲渡にまで頒布権は及ばない

著作物の種類

八 写真の著作物

写真、グラビアなど

※ 3分間写真は、通常著作物とはならない

九 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム、OSなど

編集著作物

編集物で素材の選択又は配列に創作性を有するもの

データベースの著作物

情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの



足尾銅山

17

『廃虚の写真は模倣』 差止め提訴

写真家の丸田さん

「作品をまねされ、**著作権**を侵害された」

写真集の販売差し止めと損害賠償請求

足尾銅山付近の建物（栃木県）や

旧丸山変電所（群馬県）

「長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し、現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり、高い創造性がある」

「類似点があまりにも多く、自分の方がまねをしたと思われ、不愉快だ」

2009年1月10日 東京新聞朝刊

18

著作権侵害の有無について

知財高裁230510

両者の撮影方向は左方向からか、右方向からかで異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたりなかったりで相違している
そもそも、**撮影対象自体に本質的特徴があるということ**はできない

廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。

19

著作物の種類

保護対象とならない著作物 13条

- ▼ 憲法や**法律**
- ▼ 告示、訓令、**通達**(国や地方公共団体発行)
白書は含まれない
- ▼ 裁判所の**判決**、決定、命令、行政庁の採決、決定
特許庁の審決
- ▼ 法律や告示、判決などの**翻訳物**、**編集物**

著作権が発生せず、著作人格権もないから加工編集自由

20

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。